



# 宮 崎 県 公 報

平成26年9月1日(月曜日) 第2621号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(建築住宅課) 1

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定(国保・援護課) 5

○生活保護法に基づく施術者の指定( " ) 5

○ふ化業者の登録(畜産振興課) 5

○道路の区域の変更(道路保全課) 5

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(経・働・財課) 5

○保安林の皆伐面積の限度(自然環境課) 5

○技能検定の実施(労働政策課) 6

○県営土地改良事業計画の策定(農村整備課) 7

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(管理課) 8

## 規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第42号

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「判定書」とは、知事が別に定める者が建築物の耐震診断(法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。)の結果又は耐震改修(法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。)の計画(以下「耐震改修計画」という。)の妥当性について、法第12条第1項に規定する技術指針事項に基づき判定した書類をいう。

(要安全確認計画記載建築物等に係る耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第3条 省令第5条第4項(省令附則第3条において準用する場合を含む。)の知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の判定書の写し(階数が3以下の木造住宅については、知事が定める書類)
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 床面積求積図

(耐震改修計画に係る認定申請書に添付する書類)

第4条 省令第28条第2項の知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震改修計画の判定書の写し(階数が3以下の木造住宅については、知事が定める書類)
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 床面積求積図

2 前項第1号に掲げる書類を添付した場合には、省令第28条第11項の規定により同条第2項の構造計算書の添付を要しないものとする。  
(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添付する書類)

第5条 省令第33条第1項の知事が規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合 現況調査報告書(別記様式第1号)及び床面積求積図
- (2) 省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添付する場合 現況調査報告書、付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図

2 省令第33条第2項第1号の知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の結果、地震に対する安全性が確認された建築物にあっては、耐震診断の判定書の写し(階数が3以下の木造住宅につい

ては、知事が定める書類)

(2) 耐震改修の結果、地震に対する安全性が確認された建築物にあっては、耐震改修計画の判定書の写し及び耐震改修工事施工状況報告書（別記様式第 2 号）（階数が 3 以下の木造住宅については、知事が定める書類）

(3) 現況調査報告書

(4) 付近見取図

(5) 配置図

(6) 各階平面図

(7) 床面積求積図

3 省令第33条第 2 項第 2 号の知事が規則で定める書類は、前項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類とする。

4 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類を添付した場合には、省令第33条第 3 項の規定により同条第 2 項第 1 号の構造計算書の添付を要しないものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第 6 条 省令第37条第 1 項第 3 号の知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震診断の判定書の写し（階数が 3 以下の木造住宅については、知事が定める書類）

(2) 付近見取図

(3) 配置図

(4) 各階平面図

(5) 床面積求積図

2 前項第 1 号に掲げる書類を添付した場合には、省令第37条第 2 項の規定により同条第 1 項第 2 号の構造計算書の添付を要しないものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に法第 7 条又は法附則第 3 条第 1 項の規定による報告に係る耐震診断を行った場合には、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる書類については、構造計算書をもってこれに代えることができる。

3 この規則の施行の際現に耐震改修計画に基づく改修工事に着手し、又は完了した建築物に係る法第22条第 1 項の規定による認定申請については、第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる書類のうち耐震改修計画の判定書の写しの添付を要しないものとする。

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

## 現況調査報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により認定申請を行う次の建築物の現況調査の結果を報告します。

なお、この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

宮崎県知事

殿

年 月 日

申請者氏名

印

調査者氏名

印

## 1 建築物の概要

名 称		
所 在 地		
増・改築等の履歴		
確認済証	番 号	
	年月日	
検査済証	番 号	
	年月日	

## 2 調査者

調査者の資格及び氏名	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
建築士事務所の名称	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
建築士事務所の所在地	電話番号 ( )

## 3 調査結果の概要

耐震関係規定 (法第 5 条第 3 項第 1 号)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 ( <input type="checkbox"/> 既存不適格)
不適合 (既存不適格) の内容	
国土交通大臣が定める基準 (法第 22 条第 2 項)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 ( <input type="checkbox"/> 既存不適格)
不適合 (既存不適格) の内容	

(注) 申請者及び調査者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

耐震改修工事施工状況報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により認定申請を行う次の建築物の耐震改修工事の施工状況を報告します。

なお、この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

宮崎県知事

殿

年 月 日

申請者氏名

印

工事監理者氏名

印

1 建築物の概要

名 称					
所 在 地					
用 途		構 造		階数	
工事種別		延べ面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
特記事項					

2 耐震改修工事の概要

耐震改修計画の作成者	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録第	号
	氏 名		
	建築士事務所の名称及び所在地	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第	号
		電話番号 ( )	
工事期間			
工事監理者	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録第	号
	氏 名		
	建築士事務所の名称及び所在地	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第	号
		電話番号 ( )	
工事施工者	名 称		
	所 在 地	電話番号 ( )	

(注) 申請者及び工事監理者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

## 告 示

## 宮崎県告示第483号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
きずな歯科医院	西都市大字荒武3967-3	平成26年8月1日

## 宮崎県告示第484号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
中西 秀一 (中西接骨院)	都城市蔵原町13街区2号	平成26年8月1日
金田 忠之 (かねだ整骨院)	都城市高城町穂満坊3103-6	平成26年7月1日
有馬 美秋 (ありま)	都城市庄内町 12553-1	平成26年8月5日
木代 政次郎 (上小路整骨・鍼灸院)	串間市大字西方4212-2	平成26年7月1日

## 宮崎県告示第485号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎26-2号	平成26年8月22日	株式会社 松野種鶏場	北諸県郡 三股町大 字宮村3 14番地	株式会社 松野種鶏場	北諸県郡 三股町大 字宮村3 14番地

## 宮崎県告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年9月1日から平成26年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字本谷平 370番1地先から同郡同町同大字同字381番3地先まで	旧	7.0 ~ 14.0	132.0
				新	7.8 ~ 24.0	132.0

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年8月20日	特定非営利活動法人音の絆	松浦 宏臣	宮崎県宮崎市青葉町102番地1	この法人は、南九州の方々に対して、音楽に触れる機会を提供するなど、広く芸術に関わる活動を行うことにより、地域の芸術の振興に寄与することを目的とする。

保安林の平成26年における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	622.29
北川土流	土砂流出防備保安林	91.58
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,023.26
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	152.15
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	11.68
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	932.47
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	20.01
五十鈴川干害	干害防備保安林	21.25
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,838.35
耳川土流	土砂流出防備保安林	104.65
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	217.30
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.72
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,850.25
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	102.78
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	810.46
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.91
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.33
小丸川下流保健	保健保安林	0.24
川内川上流水かん	水源かん養保安林	677.04
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	54.47
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	23.08
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,305.15
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	155.07
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
大淀川本流防風	防風保安林	0.68
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94
大淀川本流保健	保健保安林	5.44
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,602.27
本庄川土流	土砂流出防備保安林	11.54
本庄川防風	防風保安林	0.12
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,187.66
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	63.00
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.60
広渡川水かん	水源かん養保安林	618.61
広渡川土流	土砂流出防備保安林	120.00
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.28
福島川水かん	水源かん養保安林	262.00
福島川土流	土砂流出防備保安林	13.95
福島川干害	干害防備保安林	3.88

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成26年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級

casting, metal heat treatment, mechanical processing, die casting, metal forming, metal stamping, metal plate processing, plating, finishing, mechanical inspection, die casting, mechanical safety, electronic equipment assembly, electrical equipment assembly, semiconductor product manufacturing, printed wiring board manufacturing, automatic vending machine adjustment, optical equipment manufacturing, internal combustion engine assembly, pneumatic equipment assembly, oil pressure equipment adjustment, construction equipment maintenance, women's clothing manufacturing, men's clothing manufacturing, plastic forming and pan manufacturing

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製縫製作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事業）、防水施工（アスファルト防水工事業、合成ゴム系シート防水工事業、塩化ビニル系シート防水工事業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業）、ガラス施工（ガラス工事業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械加工（普通施盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事業）、配管（建築配管作業）及び機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業）

2 実施等級等

特級、1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成26年12月3日（水曜日）から平成27年2月15日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

#### エ 問題の公表日

実技試験問題は、平成26年11月26日(水曜日)以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

#### (2) 学科試験

##### ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工	平成27年1月25日 (日曜日)
特級全職種、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、さく井、機械加工、自動販売機調整及びコンクリート圧送施工	平成27年2月1日 (日曜日)
機械検査、半導体製品製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、樹脂接着剤注入施工、塗装及び機械保全	平成27年2月8日 (日曜日)

##### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

##### ウ 手数料

全職種 3,100円

#### 4 受検申請の手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

##### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

##### (3) 受付期間

平成26年10月6日(月曜日)から平成26年10月17日(金曜日)まで

##### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証

する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(17,900円。ただし、高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

#### 6 合格の発表等

##### (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

##### (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成27年3月13日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。

##### (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

#### 7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、岩井川地区県営土地改良事業(日之影町、中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成26年9月1日から平成26年10月1日まで

#### 3 縦覧場所

日之影町役場建設課内

#### 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-24)第456号	(株)山崎産業	山崎 司	宮崎県延岡市貝の畑町2903	特定	造園工事業	平成26年7月16日付けで廃業した旨の届	平成26年7月16日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第756号	(有)大岩建設	大山 博文	宮崎県児湯郡川南町大字平田1480	一般	管工事業	平成26年7月28日〃	平成26年7月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第2370号	光建設(株)	広瀬 義文	宮崎県延岡市吉野町1900	一般	管工事業	平成26年7月14日〃	平成26年7月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第7069号	太陽建設(株)	西村 忠信	宮崎県日向市東郷町山陰乙34-10	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成26年7月24日〃	平成26年7月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11153号	(株)A・CON・TE宮崎	橋口 行伸	宮崎県宮崎市大字芳士795-6	一般	電気工事業	平成26年7月3日〃	平成26年7月3日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11981号	(株)向洋技建	宮川 征夫	宮崎県延岡市櫛津町3321	一般	機械器具設置工事業	平成26年7月28日〃	平成26年7月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第12258号	鈴木建築(株)	鈴木 一人	宮崎県日向市比良町4-2	一般	大工工事業、内装仕上工事業	平成26年7月4日〃	平成26年7月4日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-25)第12336号	(株)光菱熱学	岸田 崇志	宮崎県延岡市高千穂通3795	特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成26年7月24日〃	平成26年7月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第12668号	(株)エコペン	高野 浩美	宮崎県宮崎市清武町加納乙302-70	一般	土工事業、とび・土工事業	平成26年7月24日〃	平成26年7月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4691号	(有)東水道設備	東 和美	宮崎県都城市高城町有水3533-2	一般	建築工事業、電気工事業、消防施設工事業	平成26年7月4日〃	平成26年7月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-23)第4691号	(有)東水道設備	東 和美	宮崎県都城市高城町有水3533-2	特定	土工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成26年7月4日〃	平成26年7月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第6402号	(有)本板金工業	本 信幸	宮崎県都城市庄内町12483	一般	屋根工事業、板金工事業	平成26年7月30日〃	平成26年7月30日(全廃業)



## 宮 崎 県 公 報

平成 26 年 9 月 1 日 (月曜日) 第 2621 号

宮崎県知事許可 (般-23)第7426号	(有)大起建設	鶴 克朗	宮崎県都城市下長飯町 520-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成26年7月3日〃	平成26年7月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第9931号	長友建設	長友 行也	宮崎県北諸県郡三股町 稗田16-13	一般	建築工事業	平成26年7月1日〃	平成26年7月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第 11417号	山翔組	畑山 秀典	宮崎県宮崎市大塚町八 所3740-11	一般	とび・土工工事業	平成26年7月25日〃	平成26年7月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第 12193号	(有)北方総合サービス	矢野 知江	宮崎県延岡市北方町角 田丑1070	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成26年7月11日〃	平成26年7月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 12383号	圖師防水	圖師 忠昭	宮崎県宮崎市大字跡江 2010-1	一般	防水工事業	平成26年7月15日〃	平成26年7月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 12674号	(有)アイ・ケイ・エヌ	猪八重 昂	宮崎県宮崎市田野町甲 8136-15	一般	機械器具設置工事業	平成26年7月3日〃	平成26年7月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 12680号	佐藤建設	佐藤 好文	宮崎県延岡市北方町笠 下寅1086	一般	建築工事業	平成26年7月10日〃	平成26年7月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 12977号	くろき工業	黒木 義志	宮崎県えびの市大字小 田 632-1	一般	とび・土工工事業、ほ装工事業	平成26年7月25日〃	平成26年7月25日 (全廃業)

--	--